官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八九）　二
〔法規的告示〕
○第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十二条第一項第四号に規定するその他総務大臣が告示する事由を定める件（総務三一五）　二
○第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき総務大臣が定める件（同三一六）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（厚生労働二三九）　三
〔その他告示〕
○特別とん譲与税法施行規則第二条の規定による令和七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる開港所在市町村ごとの率を定める件（総務三一七）　三
○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境一〇）　四
○石川県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件（国税庁一八）　四
○石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働二四〇）　五
○令和七年度における共同募金の実施期間を定める件（同二四一）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通八七七、八七八）　五
○船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同八七九）　六
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同八八〇）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則に基づく変更承認をした件（同八八一）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（同八八二）　六
○建設業法に基づく登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同八八三）　六
○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛二一四）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一九六、一九七）　七
○道路に関する件（四国地方整備局四九）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一〇六～一〇九）　七
〔国会事項〕
国家試験　八
第二十一回紛争解決手続代理業務試験の実施について（厚生労働省）　八
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九六）　九
〔公　告〕
諸事項　九
〔人事異動〕
内閣　内閣府　九
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
法務
公証人任免（法務省）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（茨城労働局最低賃金公示一、富山同一）　九
官庁　一〇
財団、隊員の懲戒処分、退職手当支給制限処分関係
裁判所　一一
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、簡易確定、所有者不明関係
会社その他　二九

省　令

○国土交通省令第八十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十八条の十第二項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第九十三条の三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五十号の三様式、別記第五十号の四様式、別記第五十号の六様式、別記第五十号の七様式、別記第五十号の十二様式、別記第五十号の十三様式、別記第五十号の十五様式及び別記第五十号の十六様式中「㎡」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　この省令の施行前に交付したこの省令による改正前の建築基準法施行規則別記第五十号の三様式による型式適合認定書、別記第五十号の四様式、別記第五十号の七様式、別記第五十号の十三様式及び別記第五十号の十六様式による型式部材等製造者認証書並びに別記第五十号の十二様式及び別記第五十号の十五様式による認定書は、それぞれこの省令による改正後の建築基準法施行規則別記第五十号の三様式による型式適合認定書、別記第五十号の四様式、別記第五十号の七様式、別記第五十号の十三様式及び別記第五十号の十六様式による通知書、別記第五十号の六様式による型式部材等製造者認証書並びに別記第五十号の十二様式及び別記第五十号の十五様式による認定書とみなす。

法規的告示

○総務省告示第三百十五号

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）第二十二条第一項第四号の規定に基づき、同号の事由を次のとおり告示する。

令和七年九月十二日

総務大臣　村上誠一郎

破産法（平成十六年法律第七十五号）その他の法律の規定による破産手続開始の決定

○総務省告示第三百十六号

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和七年総務省令第十六号）第二十四条第一項及び第二項の規定に基づき、回線単価の算定方法を次のように告示する。

令和七年九月十二日

総務大臣　村上誠一郎

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。以下「法」という。）及び第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（以下「第二号算定等規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　申請単価　事業年度ごとの第二種負担認可の申請に当たって当該申請に係る第二種負担金の総額を算定するために算定する回線単価であって、当該申請の日が属する事業年度の一月から当該事業年度の翌事業年度の十二月までの月ごとの高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより当該翌事業年度において徴収すべき当該月ごとの算定対象回線数に係る当該高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の月額の算定に用いるものをいう。

二　認可単価　事業年度ごとの第二種負担認可の申請に係る法第百十条の五第二項において準用する法第百十条第二項の規定に基づき総務大臣が認可した第二種負担金の額及び徴収方法に係る回線単価であって、当該申請に係る申請単価とが異なる場合に当該申請単価に代えて当該申請の日が属する事業年度の一月から当該事業年度の翌事業年度の十二月までの月ごとの高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより当該翌事業年度において徴収すべき当該月ごとの算定対象回線数に係る当該高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の月額の算定に用いるものをいう。

三　調整単価　事業年度ごとの第二種負担認可の申請をした日が属する事業年度が終了したときに速やかに算定する回線単価であって、当該単価と当該申請に係る申請単価（当該申請に係る認可単価が当該申請に係る申請単価と異なる場合にあっては、当該認可単価）とが異なる場合に当該申請単価に代えて当該申請をした日が属する事業年度の翌事業年度の七月から十二月までの月ごとの高速度データ伝送役務提供事業者ごとの算定対象回線数に乗ずることにより当該翌事業年度において徴収すべき当該月ごとの算定対象回線数に係る当該高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の月額の算定に用いるものをいう。

（申請単価の算定方法）

第二条　申請単価は、第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。）から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項及び次条において「徴収必要見込額」という。）を合計算定対象回線数（第二号算定等規則第二十四条第一項第二号（第二号算定等規則附則第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に掲げる値をいう。以下同じ。）で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

2　前項に規定する前年度徴収過不足見込額は、同項の第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種負担認可の申請に係る申請単価に当該申請に係る合計算定対象回線数を乗じた額から当該申請に係る徴収必要見込額を減ずる方法により算定する。

3　第一項の第二種負担認可の申請に係る認可単価が当該申請に係る申請単価と異なる場合には、当該認可単価を申請単価とみなして前項及び次条の規定を適用する。

（調整単価の算定方法）

第三条　調整単価は、前条第一項の規定に基づく事業年度ごとの申請単価の算定に用いた徴収必要見込額を二で除した額から徴収過不足反映額（徴収過不足実績額（当該申請単価の算定に係る第二種負担認可の申請をした日が属する事業年度において徴収した第二種負担金の総額から当該事業年度に交付した第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要した費用の額を減じた額をいう。）と前条第二項に定める前年度徴収過不足見込額との差額をいう。）を減じた額を当該事業年度の終了の日を第二号算定等規則第二十四条第一項の算定の日とみなして算定する合計算定対象回線数を二で除した数で除して得た額に、一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる方法により算定する。

附　則

1　この告示は、公示の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和九年四月一日から適用する。

2　令和七年度に行う申請単価の算定に係る第二条第一項の規定の適用については、同項中「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。）から次項に定める前年度徴収過不足見込額を減じた額（同項及び次条において「徴収必要見込額」という。）」とあるのは、「第二種支援業務見込費用（第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の翌事業年度に交付することが見込まれる第二種交付金の総額並びにその交付及びこれに附帯する業務に要することが見込まれる費用の額を合計した額をいう。）」とする。

3　令和八年度に行う申請単価の算定に係る第二条第二項の規定の適用については、同項中「徴収必要見込額」とあるのは、「第二種支援業務見込費用（前項に規定する第二種支援業務見込費用をいう。）」とする。

○厚生労働省告示第二百三十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和七年九月十三日から適用する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表

一般名	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	（略）
（削る）	（削る）
（略）	（略）
セイヨウハッカ油	（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和七年九月十三日

改正前

別表

一般名	適用日
精製ヒアルロン酸ナトリウム	（略）
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和六年九月十三日
（略）	（略）
セイヨウハッカ油	（略）
（新設）	（新設）

その他告示

○総務省告示第三百十七号

特別とん譲与税法施行規則（昭和三十二年総理府令第二十一号）第二条の規定により、一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関（当該開港所在市町村の区域を管轄区域とする税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所があるときは、当該税関の支署若しくは出張所又は支署の出張所とする。）の管轄区域に属する場合における令和七年度分の特別とん譲与税の額の算定に用いる当該開港所在市町村ごとの率を次のとおり定める。

令和七年九月十二日

総務大臣　村上誠一郎

道府県名	開港名	税関名	開港所在市町村名	率
北海道	函館港	函館税関	函館市	○・九一二五
			北斗市	○・〇八七五
	苫小牧港	函館税関苫小牧税関支署	苫小牧市	○・八九七九
			勇払郡厚真町	○・一〇二一
	石狩湾港	函館税関小樽税関支署石狩出張所	小樽市	○・二六七四
			石狩市	○・七三二六
宮城県	仙台塩釜港	横浜税関仙台塩釜税関支署	仙台市	○・九一三九
			塩竈市	○・〇三二一
			多賀城市	○・〇二九〇
			宮城郡七ヶ浜町	○・〇二五〇
福島県	相馬港	横浜税関小名浜税関支署相馬出張所	相馬市	○・〇三一九
			相馬郡新地町	○・九六八一
茨城県	常陸那珂港	横浜税関鹿島税関支署日立出張所	ひたちなか市	○・六一八二
			那珂郡東海村	○・三八一八
	鹿島港	横浜税関鹿島税関支署	鹿嶋市	○・一〇〇〇
			神栖市	○・九〇〇〇
千葉県	木更津港	横浜税関千葉税関支署木更津出張所	木更津市	○・一八一九
			君津市	○・五九〇一
			富津市	○・二二八〇
	千葉港	横浜税関千葉税関支署	千葉市	○・三四七〇
			市川市	○・〇〇九四
			船橋市	○・〇四五〇
			習志野市	○・〇〇二四
			市原市	○・四一六八
			袖ケ浦市	○・一七九四
新潟県	新潟港	東京税関新潟税関支署	新潟市	○・五三七八
			北蒲原郡聖籠町	○・四六二二
富山県	伏木富山港	大阪税関伏木税関支署	高岡市	○・二〇四二
			射水市	○・七九五八
愛知県	三河港	名古屋税関豊橋税関支署	豊橋市	○・八一三七
			田原市	○・一八六三
	衣浦港	名古屋税関豊橋税関支署衣浦出張所	半田市	○・三〇八五
			碧南市	○・四三九六
			高浜市	○・〇六一二
			知多郡武豊町	○・一九〇七
	名古屋港	名古屋税関	名古屋市	○・四七七二
			東海市	○・一三三一
			知多市	○・〇七五〇
			弥富市	○・一三六八
			海部郡飛島村	○・一七七九
三重県	四日市港	名古屋税関四日市税関支署	四日市市	○・九六八七
			三重郡川越町	○・〇三一三

大阪府	大阪税関堺税関支署岸和田出張所	岸和田市	○・一八九〇	沖縄県	那覇港	那覇市	○・九七五六
		貝塚市	○・〇六五六			浦添市	○・〇二四四
		泉佐野市	○・七四五四		金武中城港	沖縄地区税関	
		泉北郡忠岡町	○・〇〇〇〇			南城市	○・〇〇〇〇
	大阪税関堺税関支署	堺市	○・七〇四八			中頭郡中城村	○・七〇八二
		泉大津市	○・一八三〇			中頭郡西原町	○・二九一八
		高石市	○・一一二二			沖縄地区税関沖縄税関支署	
	神戸税関尼崎税関支署	尼崎市	○・五四三九			沖縄市	○・一〇五二
		西宮市	○・四五六一			うるま市	○・六七二二
	神戸税関姫路税関支署	姫路市	○・九九六四			国頭郡金武町	○・二二二六
		たつの市	○・〇〇三六				
	神戸税関姫路税関支署東播磨出張所	明石市	○・〇〇二九				
		加古川市	○・七九七八				
		高砂市	○・〇一四三				
		加古郡播磨町	○・一八五〇				
	大阪税関和歌山税関支署下津出張所	海南市	一・〇〇〇〇				
		有田市	○・〇〇〇〇				
兵庫県	神戸税関境税関支署	境港市	○・九七八六				
		松江市	○・〇二一四				
	神戸税関福山税関支署	笠岡市	○・〇四五七				
		福山市	○・九五四三				
	神戸税関福山税関支署尾道糸崎出張所	三原市	○・三七九八				
		尾道市	○・三三〇六				
		福山市	○・二八九六				
	神戸税関広島税関支署	広島市	○・九五四九				
		廿日市市	○・〇四一六				
		安芸郡海田町	○・〇〇一五				
		安芸郡坂町	○・〇〇二〇				
	門司税関岩国税関支署	岩国市	○・六五〇〇				
		玖珂郡和木町	○・三五〇〇				
	門司税関徳山税関支署平生出張所	熊毛郡田布施町	○・一〇〇〇				
		熊毛郡平生町	○・九〇〇〇				
	門司税関下関税関支署宇部出張所	宇部市	一・〇〇〇〇				
		山陽小野田市	○・〇〇〇〇				
	神戸税関小松島税関支署	徳島市	○・〇〇八〇				
		小松島市	○・九九二〇				

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

令和七年九月十二日

財務大臣　加藤　勝信
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省環境再生・資源循環局資源循環課、経済産業省イノベーション・環境局資源循環経済課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課及び農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課食品ロス・リサイクル対策室に備え置いて縦覧に供するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。）

○国税庁告示第十八号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における国税に関する申告期限等を延長する件（令和六年国税庁告示第一号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が令和六年一月一日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、令和七年十月三十一日とする。

令和七年九月十二日

国税庁長官　江島　一彦

都道府県名	地域
石川県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町

○厚生労働省告示第二百四十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十三条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十七条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十九条（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例法」という。）第二条第八項又は子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三

十五年法律第百二十三号）第六十二条並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第三十条（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以下「整備法」という。）第十九条第三項又は石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその例によることとされる国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一条及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第三条第一項の規定に基づき、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和六年厚生労働省告示第三号）において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であって、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法を含む。）、厚生年金特例法（平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一条第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十条の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。）及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法に基づく期限については、全国健康保険協会の管掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所に限る。）の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法第三条に規定する場合においては、同条の規定により船舶所有者に関する規定が適用される者）、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所地を有する厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定による被保険者（同条第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者並びに当該地域に住所地若しくは事業所若しくは事務所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所地を有する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域に所在地を有する事業場の事業主若しくは令和六年一月一日において、労働保険事務組合であって当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から令和七年十月三十日までの間に到来するものについて、同年十月三十一日とする。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

都道府県名	地域
石川県	輪島市
	珠洲市
	鳳珠郡穴水町
	鳳珠郡能登町

○厚生労働省告示第二百四十一号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、令和七年度における共同募金の実施期間を令和七年十月一日から令和八年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

厚生労働大臣　福岡　資麿

○国土交通省告示第八百七十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	中津川市神坂字向小森一四二九番二二から同市神坂字小森一九七六番まで	令和七年九月十三日十五時

○国土交通省告示第八百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	区間	変更前後別	敷地の幅員	
関越自動車道上越線	千曲市大字屋代字返町五二三番一二から同市大字雨宮字町田一二五九番二まで	前	最大	五七（メートル）
			最小	二六（メートル）
		後	最大	六一七
			最小	二五一三八

○国土交通省告示第八百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―824号	表面仕上材（表面床張り材）	ハルテックスハルレベラー	株式会社コスモ	大分県臼杵市大字末広3527番地の７
第Ｆ―825号	表面仕上材（難燃性接着剤）	ハルテックスハルボンド	〃	〃
第Ｓ―162号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝45ｄＢ）	ハルテックスハルレベラーＲＷ45	〃	〃
第Ｓ―163号	居住区域内に設ける甲板の材料（遮音甲板床張り材）（Ｒｗ＝40ｄＢ）	ハルテックスハルレベラーＲＷ40	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第5742号	船外機（小型船舶用）（操舵機能が内蔵されているもの）	６ＬＨ	ヤマハ発動機株式会社	サイドシールの形状変更
第5743号	〃	６ＬＪ	〃	〃
第5744号	〃	６ＬＫ	〃	〃
第5745号	〃	６ＬＬ	〃	〃
第5746号	〃	６ＬＭ	〃	〃
第5747号	〃	６ＬＮ	〃	〃
第5774号	船外機（小型船舶用）	６ＬＷ	〃	〃
第5775号	〃	６ＬＸ	〃	〃
第5776号	〃	６ＬＹ	〃	〃
第5777号	〃	６ＭＡ	〃	〃
第5778号	〃	６ＭＢ	〃	〃

○国土交通省告示第八百八十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第一条の二の十二第一項の規定に基づき、令和七年八月二十八日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第一条の二の十五第二号の規定に基づき、公示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

型式指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者の名称	型式の変更の内容
第36号	BalClor Smart Ballast Water Management System	BCS	SunRui Marine Environment Engineering Co., Ltd.	最小保持時間の短縮

○国土交通省告示第八百八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

花房川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県妙高市大字花房

字南山　五〇七番四　一号

五〇七番三　二号から四号まで

五〇七番一　五号

字崩レ　五〇一番一　六号

四六八番二　七号及び八号

四六八番一　九号

四六六番　十号から十四号まで

○国土交通省告示第八百八十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の九の規定により、同規則第七条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第七条の十八第二号の規定により、公示する。

令和七年九月十二日

国土交通大臣　中野　洋昌

(一)　(登録基礎ぐい工事試験)

登録番号　一

(二)　登録技術試験実施機関の氏名又は名称

一般社団法人　日本基礎建設協会

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会

(三)　登録技術試験実施機関の変更後の代表者の氏名

一般社団法人　日本基礎建設協会　脇　雅史

一般社団法人　コンクリートパイル・ポール協会　塚本　博

一般社団法人　鋼管杭・鋼矢板技術協会　中野　正則

○防衛省告示第二百十四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和七年九月十二日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しょう体試射水域（東京都新島村地先）	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1)　北緯三四度二〇分四〇秒　東経一三九度二〇分五〇秒 (2)　北緯三四度〇七分三五秒　東経一三九度二二分三〇秒 (3)　北緯三四度〇七分三〇秒　東経一三九度二一分四四秒 (4)　北緯三四度〇六分四八秒　東経一三九度一三分二九秒 (5)　北緯三四度一四分一二秒　東経一三九度一四分四九秒 (6)　北緯三四度二〇分一八秒　東経一三九度一五分一三秒 (7)　北緯三四度二〇分二四秒　東経一三九度一六分五四秒	令和七年九月二十九日から同年十一月五日までの間、毎日午前六時三十分から午後五時まで	全ての漁船の操業の禁止

○関東地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百六十八号　茨城県猿島郡五霞町ごかみらい四〇番から同郡境町大字長井戸字中坪一四二二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十三日

○関東地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十一号　成田市山之作字仲谷津一〇九番一から同市山之作字仲谷津五七番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十二日

○四国地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
高知県安芸郡安田町安田字向ヲ一四〇番一地先から安芸市伊尾木字ドンドノ西三七四番一まで	前　A	九・七七～一二・六四（メートル）四二・三六～一五七・二五（キロメートル）九・〇九七～二・一〇〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	九・七七～一二・六四（メートル）四二・三六～一五七・二五（キロメートル）九・〇九七～三・四一三	
	後　B・C	一二・六四～一五七・二五（メートル）四二・三六～一五七・二五（キロメートル）九・〇九七～三・四一三	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥栖市曽根崎町字本成一〇八〇番一地内	前	二八・一五～三三・七九（メートル）〇・〇〇五（キロメートル）〇・〇〇五
	後	二八・一五～二八・四五（メートル）〇・〇〇五（キロメートル）〇・〇〇五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鳥栖市曽根崎町字硯川一四一二番一から同市曽根崎町字本成一〇〇三番三まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十三日

○九州地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
八代市日奈久塩北町字八ツ尾三〇六四番二地内	前	九・一七～一五・〇〇（メートル）〇・〇〇七（キロメートル）〇・〇〇七
	後	九・一七～一五・〇〇（メートル）〇・〇〇七（キロメートル）〇・〇〇七

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	八代市日奈久塩北町字八ツ尾三〇六四番二から同市日奈久塩北町字野添三〇〇九番六まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年九月十二日

国会事項

衆議院

議員辞職

九月八日議長は、東北選挙区選出議員馬場雄基の辞職を許可した。

臨時国会召集要求書送付

九月十日、議員笠浩史外二百三十八名から、内閣総理大臣石破茂宛の次のとおりの臨時国会召集要求書を受領したので、即日、額賀議長から、内閣に送付した。

臨時国会召集要求書

与党過半数割れとなった参議院選挙が七月二十日に行われて以来、九月七日に石破総理が退陣を表明するまで一か月半以上要した。この間の政治的空白により国政は停滞し、物価高騰に苦しむ国民生活に大きな影響を与えたことは明白である。

これ以上国政の停滞は許されず、野党は、総裁選挙を早急に実施して九月中に臨時国会を召集するよう自由民主党に求めた。然るに、自由民主党はこれに応じず、十月四日に総裁選挙を行うことを総裁選挙管理委員会で決定し、九月中の臨時国会の召集を拒否した。政治的空白を更に長期化させる決定をした自由民主党は、党内事情を優先させるために国民生活を蔑ろにしたと断ぜざるを得ない。与党の怠慢であり国民に対する責任の放棄とも言える暴挙である。

物価高対策をはじめ喫緊に対応すべき内外の諸課題が山積している。ガソリン暫定税率の廃止、日米貿易交渉の関税措置による影響緩和、経済対策等に不可欠な補正予算など、国会を早期に開いて審議しなければならない。

よってここに、日本国憲法第五十三条に基づき、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党、れいわ新選組、日本共産党、有志の会、参政党、日本保守党及び社会民主党は、衆議院議員二百三十九名の連名により、早急に臨時国会を召集するよう強く求める。

自由民主党が総裁選挙を行っている間でも、臨時国会を召集し法案等について審議をすることは可能である。国会を開かずに国民生活に直結する多くの問題を放置し続けることは重大な不作為であり、国益を損ねることに他ならない。これらのことを重く受け止め、石破内閣は党内事情よりも国民生活を優先し、行政府としての責任を果たすべく、一刻も早く国会を召集するよう早急に対応を取られたい。

令和七年九月十日

笠浩史外二百三十八名

代表者　笠　浩史

遠藤　敬
古川　元久
山川　仁
塩川　鉄也
福島　伸享
鈴木　敦
河村たかし
新垣　邦男

内閣総理大臣　石破　茂殿

笠浩史外二百三十八名連名

臨時国会召集要求書送付通知

九月十日、築山本院事務総長から、小林参議院事務総長宛、本院議員笠浩史外二百三十八名から臨時国会召集要求書が提出され、即日、内閣に送付した旨通知した。

訂正

九月八日、公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（第二百十七回国会衆法第五〇号）の提出者中馬場雄基議員辞職につき「落合貴之外五名」を「落合貴之外四名」に訂正する。

参議院

報告書受領

九月二日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和六年度における予算使用の状況（令和六年度出納整理期間を含む。）の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による令和七年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

人事異動

内閣

国務大臣　　鈴木　馨祐
国家公安委員会委員長坂井学海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
同　　鈴木　馨祐
内閣府特命担当大臣坂井学海外出張不在中内閣府特命担当大臣（防災及び海洋政策）事務代理を命ずる（以上九月九日）
○防衛大臣臨時代理解職
国務大臣　　城内　実
防衛大臣中谷元帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
（福島地方裁判所判事兼福島家庭裁判所判事・福島簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　荒井　格
願に依り本官並びに兼官を免ずる（以上九月十日）

内閣府

（参事官（企画担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　　中道紘一郎
内閣府本府規制改革推進室参事官の併任を解除する
大臣官房に配置換する（七月二十五日）
（経済社会総合研究所上席主任研究官）内閣府事務官　　出口　恭子
辞職を承認する（七月三十日）
（沖縄振興開発金融公庫理事）内閣府事務官　　西崎　寿美
内閣府事務官（大臣官房）に採用する
外務省に出向させる
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　　白井　俊
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当））の併任を解除する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　　鈴木　俊朗
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当））の併任を解除する（以上七月三十一日）
（参事官（総括担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））
内閣府事務官　　多田　洋介
経済社会総合研究所総括政策研究官に昇任させる
大臣官房審議官に併任する
（外務省大臣官房）外務事務官　　品川　高浩
内閣府事務官（大臣官房審議官）に併任する
大臣官房遺棄化学兵器処理担当室長に併任する
（同）同　　伊藤　茂樹
大臣官房遺棄化学兵器処理担当室長の併任を解除する
内閣府事務官（大臣官房審議官）の併任を解除する
（復興庁統括官付参事官）内閣府事務官　　児玉　泰明
大臣官房に転任させる
（消費者庁参事官）同　　平井　滋
参事官（経済対策・金融担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に転任させる
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　　寺内　彩子
内閣府事務官（経済社会総合研究所上席主任研究官）に転任させる
（大臣官房）内閣府事務官　　吉田　充志
大臣官房企画調整課長に配置換する
（参事官（経済対策・金融担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　　加藤　卓生
参事官（総括担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に配置換する
（参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付））同　　岡野　武司
参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付）に配置換する
（大臣官房）同　　吉田　真晃
男女共同参画局総務課長に配置換する
（男女共同参画局総務課長）同　　大森　崇利
経済社会総合研究所上席主任研究官に配置換する
男女共同参画局に併任する
（参事官（地域担当）（政策統括官（経済財政分析担当）付））同　　木村　順治
政策統括官（経済財政分析担当）付に配置換する
（独立公文書管理監付参事官）同　　阿部　正興
情報保全監察室参事官の併任を解除する
防衛省に出向させる
（防衛省大臣官房秘書課付）防衛部員　　若林　賢昭
内閣府事務官（独立公文書管理監付参事官）に採用する
情報保全監察室参事官に併任する
（文部科学省大臣官房付）文部科学事務官　　錦　泰司
内閣府事務官（科学技術・イノベーション推進事務局参事官（研究環境担当））に併任する
（国土交通省大臣官房付）国土交通技官　　平野　明徳
内閣府技官（総合海洋政策推進事務局参事官（離島（保全・管理）・沿岸域管理担当））に併任する
（防衛省大臣官房付）防衛技官　　増野　健一
内閣府技官に兼ねて任命する
参事官（政策調整担当）（政策統括官（沖縄政策担当））を命ずる
（同）防衛事務官　　光畑　和典
（同）防衛技官　　國武　正大
兼官を免ずる（各通）
（大臣官房）内閣府事務官　　山崎　速人
復興庁に出向させる
（経済社会総合研究所上席主任研究官）同　　市川　恭子
男女共同参画局の併任を解除する
内閣官房に出向させる（以上八月一日）
（大臣官房）内閣府事務官　　福田　光
参事官（企画担当）（政策統括官（経済社会システム担当））付）の併任を解除する
参事官（経済見通し担当）（政策統括官（経済財政運営担当）付）に配置換する（八月八日）
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　　内海　裕子
内閣府事務官（参事官（生活環境担当）（政策統括官（防災担当）付））に併任する（八月二十二日）
（外務省在ジュネーブ国際機関日本政府代表部参事官）外務事務官　　彦田　尚毅
内閣府事務官（経済社会総合研究所総括政策研究官）に昇任させる
（経済社会総合研究所総括政策研究官）内閣府事務官　　明珍　充
外務省に出向させる（以上九月一日）

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年九月十二日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　鳥栖市曽根崎町字硯川一四一二番一から同市曽根崎町字本成一〇〇三番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月十三日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
南市大字伊比井字鷲巣三九六六番から同市大字伊比井字向鷲巣二九六四番まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年九月十三日

(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

法務

公証人任免

和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄は願により公証人を免ぜられた。

川上岳は公証人に任命され、和歌山地方法務局所属公証人古川忠雄の後任を命ぜられた。

（以上九月一日）

名古屋法務局所属公証人新堀敏彦は願により公証人を免ぜられた。

金山陽一は公証人に任命され、名古屋法務局所属公証人新堀敏彦の後任を命ぜられた。

京都地方法務局所属公証人西浦久子は願により公証人を免ぜられた。

宮地佐都季は公証人に任命され、京都地方法務局所属公証人西浦久子の後任を命ぜられた。

（以上九月二日）（法務省）

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

茨城労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、茨城県最低賃金（昭和55年茨城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月12日

茨城労働局長　佐藤　悦子

第４号中「１時間1,005円」を「１時間1,074円」に改める。

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月12日

富山労働局長　小島　悟司

第４号中「１時間998円」を「１時間1,062円」に改める。

国家試験

第21回紛争解決手続代理業務試験の実施について

社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第13条の３第１項及び第13条の４の規定に基づき、第21回紛争解決手続代理業務試験を次のように実施する。

令和７年９月12日

厚生労働大臣　福岡　資麿

1　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

2　試験日　令和７年11月22日（土）

3　試験科目　個別労働関係紛争に関する具体的事例について、専門的解決能力及び実践的知識を問うものとする。設問の一部については、社会保険労務士の権限と倫理に関する問題を含める。

4　受験資格　社会保険労務士法第13条の３第１項に規定する研修の修了者。

5　受験手続

⑴　受験申込み　受験希望者は、紛争解決手続代理業務試験の受験申込書（以下「受験申込書」という。）に所要事項を記入し、次に掲げる書類等を添えて、受験申込先に提出すること。

ア　社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第１号。以下「則」という。）第９条の４第２項に規定する研修修了証又は則第９条の５第２項ただし書に規定する研修を修了する見込みであることを証する書面。

イ　写真

⑵　受験手数料　受験手数料は、全国社会保険労務士会連合会が指定する郵便振替の口座に15,000円を払い込むことにより納付すること。

⑶　受験申込先　全国社会保険労務士会連合会試験センター（〒103―8347　東京都中央区日本橋本石町３－２－12　社会保険労務士会館５階　電話03―6225―4882）（以下「試験センター」という。）

⑷　申込受付期間　令和７年９月16日（火）から10月３日（金）まで

簡易書留郵便により送付すること。この場合、令和７年10月３日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6　受験票の送付　受験票は、受付期間経過後、試験センターから直接受験申込者に送付する。

7　合格者の発表　合格者の受験番号は、令和８年３月13日（金）の官報において公告するほか、合格者本人に合格証書を送付する。

8　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問い合わせは試験センターに行うこと。

⑵　身体の障害等のため受験に当たり特別な配慮が必要となる場合は、受験の申込みと併せて特別の措置の申請を行うことにより、その障害等の状況によって特別の措置を受けることができる。詳細は受験案内に記載する。

⑶　試験の詳細については、別途試験センターが作成する受験案内を参照すること。

⑷　受験案内、受験申込書等の請求を郵便によって行う場合には、必要な金額の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（サイズ23.5㎝×12㎝：長型３号）を必ず同封すること。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、令和七年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

令和七年九月十二日

国土地理院長　河瀬　和重

一、事業（基準点測量）実施計画を定めた年月日　令和七年八月十九日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

高知県　宿毛市

四、調査期間　令和七年九月十二日から令和八年三月三十一日

公　　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都中央区日本橋二丁目15番３号**アズマックス株式会社**の工場財団に千葉県八千代市大和田新田564番地アズマックス株式会社千葉工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年９月12日

千葉地方法務局船橋支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
代表清算人　能口　卓也
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

更生手続開始

令和７年（ミ）第４号
東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
更生会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社
代表者代表取締役　山野井健太
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号
茨城県日立市折笠町564番地２
更生会社　株式会社コンフィアンス
代表者代表取締役　鈴木健太郎
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　株式会社コンフィアンスについて更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

簡易確定手続開始

令和７年（集）第１号

東京都千代田区六番町15番地
簡易確定手続申立団体　特定非営利活動法人消費者機構日本
東京都港区西新橋１丁目２番９号日比谷セントラルビル14階
相手方　一般社団法人文化芸能国際交流機構

１　主文　簡易確定手続申立団体と相手方との間において、次の対象債権及び対象消費者について簡易確定手続を開始する。
２　対象債権の範囲
⑴　次項の対象消費者が相手方に対して有する演奏参加費相当額の不当利得返還請求権
⑵　次項の対象消費者が相手方に対して有する上記⑴の不当利得返還請求に係る金員に対する履行請求の翌日から支払済みまで年５分の割合（ただし、履行請求の翌日が令和２年４月１日以降である場合は年３分の割合）による遅延損害金請求権
３　対象消費者の範囲
相手方との間で、相手方が主催する令和２年３月11日実施予定の「2020第８回ニューヨーク合唱フェスティバル」に参加して演奏する契約を締結し、相手方に演奏参加費を支払った消費者
４　対象債権の届出期間　令和７年12月８日まで
５　届出債権の認否期間　令和８年３月２日まで
令和７年９月１日

東京地方裁判所民事第20部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

合併の効力発生日は令和七年十二月一日を予定しており、両法人は令和七年五月二十二日にそれぞれ総社員の同意を得ております。

なお、この合併については令和七年九月一日に茨城県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十二日

茨城県筑西市野殿一一三一番地

（甲）医療法人社団平仁会

理事長　新井　平伊

東京都新宿区左門町二〇番地四谷メディカルビル二階

（乙）医療法人社団松原会

理事長　新井　礼子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の確定した最終事業年度はありません。

令和七年九月十二日

千葉県我孫子市新木野三丁目三〇番七号

（甲）株式会社Ｋサービス

代表取締役　宗像　華奈

東京都江戸川区中葛西六―五―一〇アルトジャルダンⅡ四〇三

（乙）合同会社エスアンドエス

代表社員　坂牧　建都

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年九月十二日

掲載頁　三頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　五十五頁（号外第二〇一号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一〇五番地

（甲）株式会社デジタルブラスト

代表取締役　堀口　真吾

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目二九番地七

（乙）株式会社ＳＫＨ

代表取締役　堀口　真吾

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　一二三頁（号外第一七六号）

令和七年九月十二日

東京都中央区銀座七丁目一三番六号

（甲）株式会社アロマビットＨｏｌｄｉｎｇｓ

代表取締役　黒木俊一郎

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階

（乙）株式会社アロマビット

代表取締役　黒木俊一郎

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和七年九月十二日

山口県岩国市中津町二丁目一五番二五号

（甲）岩国市漁業協同組合

代表理事組合長　松浦栄一郎

山口県玖珂郡和木町和木五丁目一〇番二六―六号

（乙）和木漁業協同組合

代表理事組合長　村上　**頼通**

吸収分割公告

左記法人は、吸収分割して甲は乙の事業の一部である医療法人社団絹和会但馬病院（兵庫県養父市八鹿町上網場一五五番地）、但馬訪問看護ステーション（兵庫県養父市八鹿町八鹿一二一九番地八）、但馬訪問看護相談支援所（兵庫県養父市八鹿町八鹿一二一九番地八）に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

令和７年９月12日

北海道川上郡弟子屈町川湯温泉四丁目八番三〇号
（甲）医療法人共生会
理事長　齋藤　浩記

東京都渋谷区代々木五丁目一〇番一〇号ＳＹビル
（乙）医療法人社団絹和会
理事長　井上　雄一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の航空機用材料・部品の倉庫業務、航空機補用品等の梱包・出荷作業および貨物自動車運送事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和８年１月１日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.khi.co.jp/corp/kgs/

令和７年９月12日

岐阜県各務原市川崎町二番地
（甲）川崎重工航空宇宙ビジネスサポート株式会社
代表取締役　納土　英明

岐阜県各務原市川崎町一番地
（乙）川重岐阜サービス株式会社
代表取締役　納土　英明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年十月二十三日であり、組織変更後の商号は株式会社コーケンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

埼玉県春日部市南五丁目七番二八―一号
合同会社オカリロ
代表社員　大西　剛史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

東京都港区港南品川インターシティＡ棟二八階
フィルムスコア合同会社
代表社員　戸田　信子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二Ｆ
ネオメロ合同会社
代表社員　仁和　諒介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年十月十六日であり、組織変更後の商号はオーシー株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

京都市西京区上桂北村町一二三番地ヴェルデ桂一〇三
合同会社オーシー
代表社員　折笠　僚洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

効力発生日は令和７年十一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社カスリラとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

大阪府泉佐野市りんくう往来北五番五号
合同会社あきんど
代表社員　井原　茂人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和７年十一月一日であり、組織変更後の商号は株式会社カスリラとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年９月12日

広島県福山市神村町一五九五番地一
合同会社カスリラ
代表社員　三笠　博司

効力発生日変更公告

当社は、令和７年九月十六日予定の吸収合併の効力発生日を令和７年九月三十日に変更いたしましたので公告します。

令和７年９月12日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号
株式会社フジ未来共創
代表取締役　長坂　英樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千百五十一万四千五百六十円減少し七千四百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和７年十月二十日であり、株主総会の決議は、令和７年九月四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://guidable.co.jp/

令和７年９月12日

東京都新宿区西新宿三丁目七番三〇号フロンティアグラン西新宿九〇一
Ｇｕｉｄａｂｌｅ株式会社
代表取締役　田邉　政喜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月12日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地
ＲＡＸＡ神田須田町四階
株式会社Ｔ＆Ｉネキストホールディングス
代表取締役　吉澤　恵太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千六百一万六千七百九十一円減少し、五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/359320/announces

令和７年９月12日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ
ビー・インフォマティカ株式会社
代表取締役　大野　史子（稲田　史子）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四十八万五千円減少し六千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年二月十四日

掲載頁　七十五頁（号外第三十号）

令和７年９月12日

神戸市中央区港島中町四丁目一番一
株式会社トータルブレインケア
代表取締役　河越　眞介

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を七億八千百八十二万六千六十六円減少し零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年９月12日

愛知県豊橋市神野新田町字水神下六四番地
株式会社ガーデングループ
代表取締役　榊原　亘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億六千万円、資本準備金の額を一億六千万円減少し、それぞれ三千万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和７年９月12日

広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一
株式会社ポプラ
代表取締役　岡田　礼信

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十二日

千葉県船橋市本郷町五一五番地一

株式会社メンテナンスファクトリー船橋

代表取締役　永島　裕行

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十二日

神奈川県海老名市門沢橋二丁目三番五七号

株式会社メンテナンスファクトリー海老名

代表取締役　永松　満

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十一月二十六日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十二日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

花月園観光株式会社

代表取締役　松尾嘉之輔

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年十月二十日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年九月十二日

愛媛県西条市北条九六二番地七

株式会社田窪工業所

代表取締役社長　矢野　孝二

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

千葉県鎌ケ谷市軽井沢二〇八九番地七

日本メタルプリント株式会社

代表取締役　大塚たまみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

東京都江東区毛利二丁目五番八―二〇二号

東邦産業株式会社

代表取締役　油田　一朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

東京都福生市大字熊川一六四二番地二六

応用光研工業株式会社

代表取締役　江原　直行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

東京都大田区東糀谷三丁目一一番一〇号

アルタン株式会社

代表取締役　嶋田　貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

東京都葛飾区奥戸二丁目七番七号

東誠印刷株式会社

代表取締役　嶋田　貫一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目六番三号

横浜マリノス株式会社

代表取締役　中山　昭宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年九月十二日

福岡市東区多の津四丁目一三番一三号

野田電機株式会社

代表取締役　野田　憲嗣

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石塚秀明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十二日

東京都中央区新川二丁目八番四号八重洲長岡ビル三階

PT. NEW ENERGY DEVELOPMENT DUMAI

日本における代表者　石塚　秀明

任意清算公告

当社は、令和七年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算いたしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出ください。

令和七年九月十二日

兵庫県西宮市高木東町二三番一〇号

合資会社森モータース

清算人　森　浩行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十八日

掲載頁　八十頁（号外第二六八号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内　アスター特定目的会社

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　二〇九頁（号外第八十一号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

特定目的会社ＪＲＩＣ１

取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年九月五日

掲載頁　六十一頁（号外第二〇一号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ18ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第二六八号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ20ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十八日

掲載頁　八十頁（号外第二六八号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　七十八頁（号外第一五九号）

令和七年九月十二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ22ホールディング特定目

的会社　　取締役　北川　久芳

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十八億五千六百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=56100885

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十二億五千五百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=14094985

令和七年九月十二日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート2特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

訂正公告

令和七年六月二十七日掲載の左記会社に係る組織変更公告中、「株式会社イマージェンス」とあるは「イマージェンス株式会社」の誤りにつき訂正します。なお、この組織変更に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月十二日

東京都江東区大島一丁目二番一―二七〇五号

合同会社イマージェンス

代表社員　石束　綾子

取消公告

令和七年九月一日掲載の基準日設定につき通知公告は取消します。

令和七年九月十二日

東京都千代田区内幸町二丁目二番三号

株式会社ミズカラ

代表取締役　村岡　大樹

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八六	上	一二	第十六号	第四号

令和二年十二月二十三日（号外第二百六十九号）公布国土交通省令第九十八号（押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八八	上	一二	第十六号	第四号

令和三年九月二十四日（号外第二百十六号）公布国土交通省令第五十八号（道路法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四九	改正前欄 一一		牽	牽

令和三年七月三十日（号外第百七十四号）国土交通省告示第千七十一号（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
四五七	改正後欄 一一	一一～一一三	「砺波市Ｂ、南砺市」	「砺波市Ｂ・南砺市」
〃	改正前欄 一一	一〇～一一	「砺波市Ｂ、砺市」	「砺波市Ｂ・南砺市」

令和四年九月三十日（号外第二百九号）国土交通省告示第千三十一号（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
六二	改正後欄 一一	終りから九～一一	「砺波市Ｂ、砺市」	「砺波市Ｂ・南砺市」
〃	改正前欄 一一	一二～一一	「砺波市Ｂ、砺市」	「砺波市Ｂ・南砺市」

令和七年三月五日（号外第四十四号）国土交通省告示第百六十号（登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
二〇	上	五	場合のに	場合に

令和七年六月十七日（号外第百三十三号）国土交通省告示第四百六十九号（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五四ページ改正後欄二行目の次に次を加える。

⑥　法第41条第１項第４号の制動装置のうち衝突被害軽減制動制御装置

ページ	段	行	誤	正
五四	改正後欄 三	⑥		⑦
〃	〃	四	⑦	⑧
〃	〃	五	⑧	⑨
〃	〃	六	⑨	⑩
〃	〃	一	一四～一五	1.(1)①から⑨まで
〃	〃	終りから一三	1.(1)①から⑨まで	1.(1)①から⑩まで

令和七年八月八日掲載の秋田家庭裁判所鹿角出張所に係る令和七年（家）第九〇〇七号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一一一	終りから八		30番地３	39番地３